

兵庫県立農林水産技術総合センター科学研究費助成事業（直接経費）の管理等に係る事務手続き

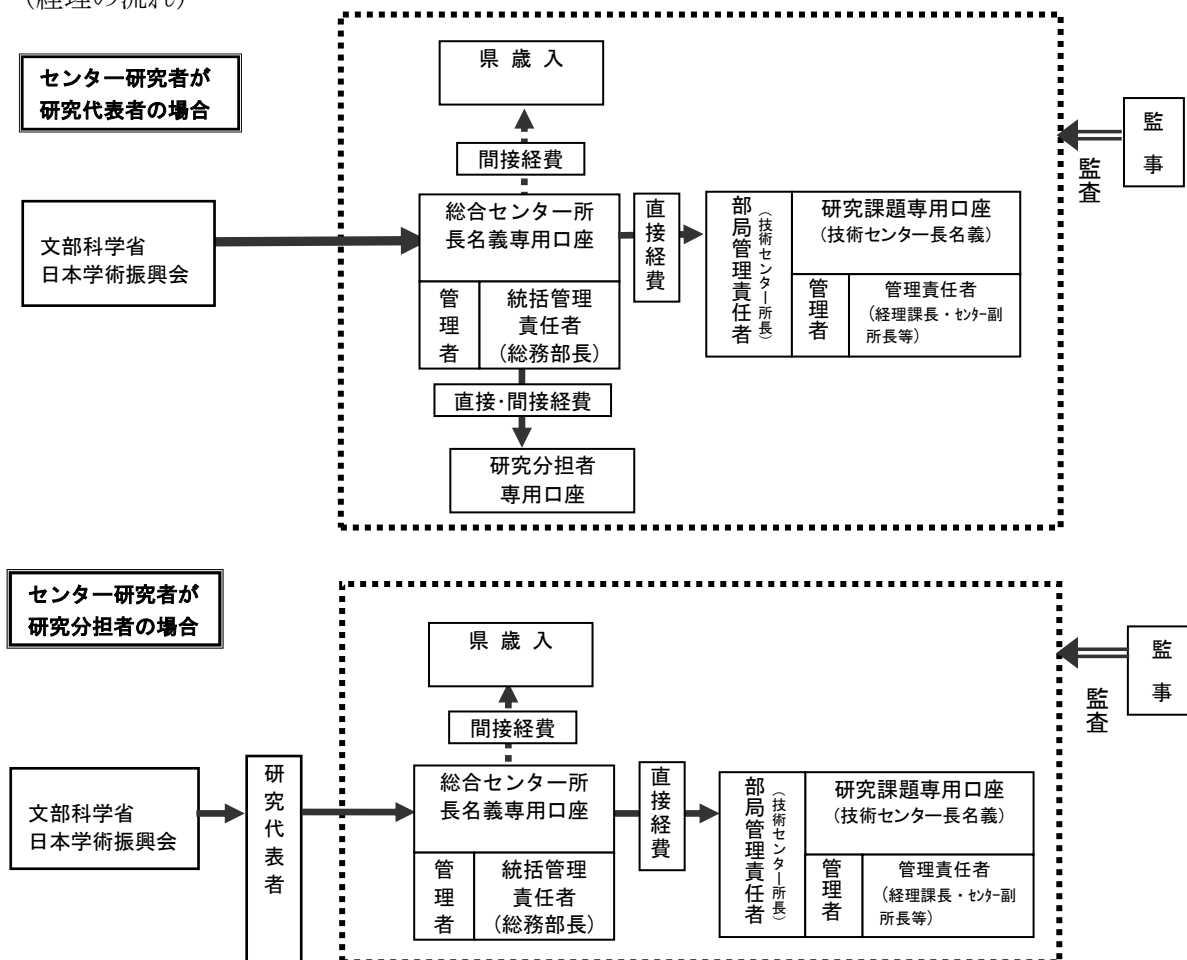
平成22年 6月15日
 改正 平成25年 4月 1日
 改正 平成26年 4月 1日
 改正 平成27年10月 2日
 改正 平成28年 4月 1日
 改正 平成30年 2月22日
 改正 平成30年 4月 2日

科学研究費助成事業（直接経費）の管理等に必要な事務手続きについては、基本的には、兵庫県財務規則、職員等の旅費に関する条例及び「県立農林水産技術総合センター処務細則」等に基づき県費と同様の取り扱いをすることとし、具体的には次のとおりとする。

1 科学研究費助成事業の流れ及び管理体制

- ① 科学研究費助成事業については、専用口座（決済用普通預金口座）で適切に保管管理する。
 なお、平成25年度までに開設した利子が生じる口座は、決済用普通預金口座に切り替えを行うものとする。
- ② 研究課題専用口座は、各研究課題を所管する技術センター長名義とする。
- ③ 研究代表者となった場合の研究分担者への分担金については、各研究課題の統括管理責任者において適切に処理する。
 総合センター所長名義専用口座から研究分担者専用口座への送金は、口座振り替え処理を原則とする。
- ④ 間接経費は、総合センター所長名義専用口座から県に歳入する。
 また、直接経費から生じた利子は、県に歳入する。
- ⑤ 管理責任者は、直接経費の執行状況を定期的（3ヶ月毎）に統括管理責任者に報告し、チェックを受ける。
- ⑥ 定期監査は、監事が年1回実施することとするが、必要に応じて適宜実施することができる。

(経理の流れ)



(経理管理体制)

役割	充て職名	業務内容
統括管理責任者	総務部長	総合センター所長名義専用口座の保管管理・直接経費の執行状況の検査
部局管理責任者	技術センター所長	直接経費の適正な執行管理
管理責任者	(本所) 経理課長 (隔地事務所) 副所長 (但し、但馬水産は次長)	技術センター長名義の研究課題専用口座の管理
経理担当者	(本所) 経理課職員 (隔地事務所) 所付職員	直接経費の執行・収支簿の管理

2 監査

- ① 監事は、原則として、農政環境部総合農政課農イノベーション班主幹（研究調整担当）及び最高管理責任者が指名する管理責任者2名とする。
- ② 指名する管理責任者は監査の対象となる直接経費を管理・執行する者を除く。

(監査体制)

役割	充て職名	業務内容
監事（3名）	・ 総合農政課農林水産政策班主幹（研究調整担当） ・ 最高管理責任者が指名する管理責任者2名	定期的な監査の実施

3 物品費（試験材料・備品等の購入）

- ① 原則として、当総合センターが県費で購入する場合と同一の手続きにより行う。
- ② 見積書、納品書、請求書の宛名は、「技術センター長」とする。
- ③ 見積りの取扱い：原則、見積書は2者以上から徴収する。1者随意契約の場合は理由書を添付する。ただし、県が既に単価契約を締結している物品又は予定価格が1件につき2万円以下の物品について、見積合わせは省略できる。
- ④ 県が既に単価契約を締結している物品又は予定価格が1件につき2万円以下の物品については、管理責任者までの決裁とすることができる。
- ⑤ 使用耐用期間が、概ね1年以上にわたり、かつ取得価格が10万円以上の備品等については、購入後直ちに別途、県への贈与（寄付）、備品登録手続きを行う。
- ⑥ 使用耐用期間が、概ね1年以上にわたり、かつ取得価格が5万円以上10万円未満のもの、または、物品管理者が管理することが適当と認めるものについては、購入後別途、物品管理台帳により管理する。
- ⑦ 備品登録をしたもの、物品管理台帳により管理しているものは、シール等で当研究専用のものであることがわかるようにする。

4 旅費（研究者の出張等）

- ① 原則として、県費で費用弁償する場合と同一の額を支給する。
- ② 旅行命令簿は、研究課題ごとに用意、管理する。
- ③ 旅行命令・決裁の流れ：基本的には、県費による通常の旅行命令決裁に準ずる。
- ④ 出張報告書決裁の流れ：旅行命令に準ずる。ただし、簡易な事項については口頭で復命することができる。

5 謝金等（講師依頼等の報償費、旅費）

- ① 講師謝金については、原則として総合センターで定めた講師等の謝金基準に基づき支給する。講師等旅費については、旅費規程基準表に準じて格付け支給し、「旅費」として整理する。
- ② 決裁の流れ：前項4に準ずる。
- ③ 履行確認：県費での取扱いに準じて行う。

6 その他

- ① 当該研究課題の遂行に必要なその他の経費（通信費（切手代等）、会場借上料、印刷製本費、振込手数料等）についても、県費での取扱いに準じて行うこと。
- ② 立て替え払いは、原則行わないこととする。ただし、後日後払いができない会場使用料等、管理責任者が認めた場合はこの限りではない。